

新型インフルエンザ予防接種による 健康被害救済制度

今般の新型インフルエンザ予防接種事業において、新型インフルエンザワクチンを接種したことで、健康被害を呈した方に対して、国から直接救済を行う制度を新設しました(平成21年12月4日より開始)。

医療機関の皆様にご協力いただきたいこと

○患者さんにお知らせください！

接種前の患者さん、接種後に来院された患者さんに健康被害救済制度について、お知らせください。

○患者さんが申請される場合のご協力をお願いします。

救済給付の支給を申請するうえで必要となる診断書などの作成にご協力ください。

新型インフルエンザ予防接種を受けたことで、疾病／障害／死亡された場合(以下を参照)に、支給を申請することができます。

※ただし、給付については、新型インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされたと認定された場合に限りです。

※いずれも、新型インフルエンザ予防接種事業に基づきワクチン接種を受けた場合に限りです。

医療費／医療手当

- 疾病にかかり、入院を必要とする程度の医療を受けた場合

障害年金／障害児養育年金

- 一定程度の障害(日常生活が著しく制限される程度以上のもの)の場合(政令で定める等級で1級・2級の場合)

遺族年金／遺族一時金／葬祭料

- 亡くなられた場合

相談窓口:03-3501-9060 (受付 平日10時~18時)

※厚生労働省 新型インフルエンザ対策情報のページもご参照ください。